

競争入札の参加者の資格等の告示

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和6年4月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 6文世第6号
- (2) 業務名 長崎歴史文化博物館木部灰汁抜き補修業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、3の(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 長崎県内に本店又は支店、営業所等を置く者であること
 - イ 工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年長崎県告示975号）に基づく入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること
 - ウ 長崎県建設工事入札参加者格付要綱（昭和29年11月20日制定）に定める入札参加資格名簿において、建築一式工事の格付区分がC等級以上である者

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和6年5月24日（金）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から4の(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、4の(5)に掲げる場所に持参し提出すること。

ア 誓約書（様式第2号）

イ 印鑑届（様式第3号）

ウ 長崎県建設工事入札参加者格付要綱（昭和29年11月20日制定）に定める入札参加資格名簿（申請者登録箇所）の写し

(4) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県 文化観光国際部 文化振興・世界遺産課 文化企画班

（住所）〒850 - 8570 長崎市尾上町3 - 1（長崎県庁5階）

（電話）095 - 895 - 2768

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により令和6年5月28日（火）までに通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年3月3日（月）までとする。

7 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。